

## 新型コロナウイルス感染症にかかる子ども子育て課所管施設の対応について

子ども子育て課が所管する以下の施設では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のような対応をしています。

### 【保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育園】

○園児又は職員、あるいはその同居家族が濃厚接触者に特定（疑いを含む）され、園内で感染の可能性がある場合

→ 当該園児又は職員が、当日を含む前3日間に登園又は勤務していた場合は、家庭保育の協力依頼（クラス単位、早遅番などのサービス単位毎に）を検討

（登園又は勤務が無ければ、当該者の自宅待機のみを指示）

○園児又は職員が「陽性」に判定された場合

→ 当該園児又は職員が、当日を含む前3日間に登園又は勤務していた場合は、クラス閉鎖・休園の措置を検討

（登園又は勤務が無ければ、当該者の自宅待機のみを指示）

### 【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブについては、設置されている各小学校において学級閉鎖等が行われた際は、学校の対応に合わせて、当該児童等は利用できません。

感染拡大防止のため、保護者の皆様、ご家族の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

### <保護者の皆様に改めてお願いしたい事項>

- ・お子様に体調不良など風邪症状がみられた場合は、登園せずに医療機関の受診をお願いします。
- ・ご家族の方に発熱等風邪症状がある場合は、お子様の登園を控えるようお願いします。
- ・家庭内での感染対策を徹底するとともに、ご家族などが感染した、あるいは感染の疑いがある場合は、早期に園へご連絡をし、自宅待機をお願いします。